

金沢市民芸術村警備業務仕様書

この仕様書は、金沢市民芸術村警備業務について定めたものである。

1. 施設名 金沢市民芸術村
(大和町広場・備蓄倉庫・大和町休憩場・パフォーミングスクエア及び金沢職人大学校を含む。以下「芸術村」という。)
2. 所在地 金沢市大和町1番1号
3. 委託期間 令和7年7月1日から令和12年3月31日まで
4. 警備方法 常駐警備とする。
5. 業務の内容

業務内容はつぎのとおりとする。

- (1) 芸術村諸施設の警備
- (2) 芸術村利用者の安全確保と不審者の監視及び処置
- (3) 芸術村出入口その他必要箇所の施錠及び開錠
- (4) 芸術村の規律、風紀、秩序の維持
- (5) 芸術村における火災事故、盗難等予防
- (6) 芸術村における自動車等の駐車管理
- (7) 芸術村職員退村後における諸施設等の鍵の管理
- (8) 芸術村職員退村後における文書、物品の受渡し及び電話応対
- (9) 施設利用承認書を確認し、利用施設の開錠及び施錠
- (10) 施設使用後の湯沸かし器等の消火確認、及びホール・ロビー等消灯確認
- (11) 国旗・市旗等の掲揚及び降納
- (12) 災害時における入村者の避難誘導
- (13) その他、業務上必要と認めることについては、発注者と受注者で別途協議のうえ、進めることとする。

6. 業務時間及び人員

午前8時30分から翌日の午前8時30分までの勤務者常時2名を配置する。

勤務時間及び配置箇所については、表のとおりとする。

人員	勤務時間	配置箇所	勤務日
1名	8:30～8:30	芸術村警備員室	毎日
1名	8:30～21:00	防災倉庫事務所	毎日
	21:00～8:30	芸術村警備員室	毎日

7. 服務

警備員の服務は、別に定める警備員服務要領によるものとする。

8. 警備員の条件及び名簿

- (1) 警備員は、心身ともに健全で、かつ、身元の確実な者でなければならない。
- (2) 警備員の住所、氏名、年齢、連絡先等必要事項を記載した書類を発注者に提出するものとする。

9. 翌年度以降の契約について

- (1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該委託業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できる。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。
- (3) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び委託内容の変更等があった場合は、発注者受注者協議のうえ委託料を定めるものとする。

10. その他

委託金の支払方法は、毎月、均等払いとする。

金沢市民芸術村警備員服務要領

金沢市民芸術村警備業務仕様書にもとづく警備員の服務要領は、この規定によるものとする。

1. 服務の基本

- (1) 警備員はその責務を深く自覚し、誠実かつ厳正に職務を遂行しなければならない。
- (2) 警備員の勤務体系は雇用主の定めるところによる。

2. 制服の着用

警備員は、勤務中に所定の制帽、制服を着用し、胸に姓を表示するものとする。

3. 秘密を守る義務

警備員は職務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4. 文書、物品の処理

- (1) 発注者の退村後に到達した文書及び物品等は、開封しないで勤務の終了後、発注者に引き継ぐものとする。
- (2) 電話、電報その他で緊急を要すると認められるものについては、直ちに発注者に連絡して指示を受けるものとする。

5. 芸術村施設等の警備規律、秩序等の維持

芸術村の施設等を細心の注意をもって警備し、下記事項を留意のうえ、事故の防止に努めなければならない。

- (1) 消火栓、スプリンクラー及び消火器等防火施設の所在並びにその使用方法を熟知し、臨機の措置がとれるようにしておくとともに、火気等には十分注意をすること。
- (2) 芸術村の施設及び施設内の各室を点検し、各出入口の扉、窓等の旋錠を厳重にすること。
- (3) 開村中においても、別に指定する出入口は閉扉すること。
- (4) 巡視中、破損の箇所を発見したときは、盗難の有無等を確認し、必要な処置を取るとともに、速やかに発注者へ連絡し、指示を受けるものとする。
- (5) 次の各号に該当するものがあるときは、芸術村の施設等に立入ることを禁止し、又は退去を命ずる等適切な処置をするとともに、重要と認めるものについては発注者に報告するものとする。
 - イ 風紀を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
 - ロ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯するものがあるとき。
 - ハ 旗、のぼり、プラカード等を持って押入るとき。
 - ニ 発注者の許可なくして夜間等に入場するとき。(ただし、大和町広場を除く。)
 - ホ 正当な理由がなく芸術村内に残留する者があるとき。
 - ト 周辺住民に対して、迷惑行為があったとき。
 - ヘ その他管理上支障があると認められるとき。
- (6) 空調設備スイッチの入切、施設内の電灯の点滅を行うこと。
- (7) 自動車その他の車両の駐車管理をするとともに、必要なときは、駐車位置の指示誘導すること。
- (8) 毎日の日の出時に、国旗、市旗等を掲揚し、日没時にはこれを降納すること。
- (9) 防災備蓄倉庫内の物品等の保管管理を行うこと。
- (10) その他、金沢市民芸術村条例、金沢市民芸術村施行規則及び金沢職人大学校規則に定める事項。

6. 巡視の回数等

- (1) 芸術村及び職人大学校を定時に巡視する時刻及び回数は次のとおりとする。
 - イ 午前は、2時、7時、10時の3回とする。
 - ロ 午後は、13時、16時、21時の3回とする。
- (2) 大和町広場・休憩場を定時に巡視する時刻及び回数は次のとおりとする。

午前は、9時30分と午後は、15時、20時30分の3回とする。
- (3) 前項によるものの他、随時に巡視し、事故防止に努めなければならない。

7. 非常災害

芸術村、若しくはその周辺に火災、その他の災害が発生したときは、直ちに臨機の処置をとり、消防署、警察署へ通報するとともに、発注者に連絡して指示を受けなければならない。

8. 遺失物等の処理

警備員は芸術村の施設等において、遺失物を拾得し、又は拾得の届出を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所定の手続きをとること。

9. 警備日誌

勤務中に発生した事故、その他勤務の状況を村長が定める日誌に記録して、勤務の終了後、発注者に提出しなければならない。

10. その他

この要領に定めるものの他、発注者と受注者で別途協議のうえ、決定するものとする。